試験等における不正行為の取扱いに関する指針

平成30年10月17日　学長裁定

令和３年12月15日　一部改正

令和５年５月18日　一部改正

（趣旨）

１．この指針は、静岡大学単位認定等に関する規程第６条及び静岡大学学生懲戒規程（以下「懲戒規程」という。）第17条の規定に基づき、試験等における不正行為の取扱い（懲戒を含む。）について定める。

（定義）

２．用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 試験等とは、授業科目の成績評価のために実施する定期試験、小テスト、論文・レポートその他の行為をいう。

(2) 不正行為とは、成績評価の公正を損なう行為をいい、不正行為の対象となる行為は、次のとおりとする。

|  |
| --- |
| 対象となる行為 |
| ① 試験に関連した内容の紙片等を試験中に使用又は所持する行為 |
| ② 試験に関連した内容を事前に机、筆記用具、身体、衣服又は壁等に書き込みをする行為 |
| ③ 他の学生の答案を覗き見る行為又は書き写す行為 |
| ④ 持込の許可のない書籍、辞書（電子辞書を含む。）、ノート、配付物等を利用する行為 |
| ⑤ 試験等において、携帯電話その他の通信手段（以下「携帯電話等」という。）を用いる行為（使用が許可されている場合を除く。） |
| ⑥ 答案用紙を交換する行為 |
| ⑦ 替え玉受験（依頼した者、依頼された者いずれも対象とする。） |
| ⑧ 使用が許可された電子機器又は通信機器から不正に情報を引き出す行為 |
| ⑨ 他の学生の試験を助ける目的で、解答（ヒントを含む。）を私語・動作等によって不正に連絡する行為又は試験に関連した内容の紙片を渡し、若しくは携帯電話等で情報を送信する行為 |
| ⑩　成績評価に係る論文・レポート等の作成において、他人の著作物を盗用する行為又は他人が書いたレポート・著作物を自分のものとして提出する行為 |
| ⑪　成績評価に係る論文・レポート等の作成において、他の学生の盗用等を助ける行為（論文・レポート等を作成して見せる、又は代筆する行為等） |
| ⑫　成績評価に係る論文・レポート等の作成において、生成系ＡＩを使用して得た内容を自分のものとして提出する行為（教員から許可された範囲内である場合を除く。） |
| ⑬　その他試験等において成績評価の公正を損なう行為 |

（不正行為発生時の対応）

３．試験等における不正行為の疑いのある行為が発生したときの対応は、次のとおりとする。

(1) 授業科目の担当教員（試験監督担当教員を含む。）（以下「授業担当教員等」という。）は、試験等において学生による不正行為の疑いのある行為があったと認める場合は、学生証による本人確認を行う（対面による試験等のときに限る。）とともに、答案用紙、論文・レポートその他の不正行為の証拠となるものの確保及び不正行為の疑いのある行為を行った学生（以下「当該学生」という。）の主張の確認を行う。

(2) 授業担当教員等は、(1)による確認等の後、速やかに、当該不正行為に関する報告書（以下「報告書」という。）を作成し、試験等における不正行為の疑いのある行為が発生した授業科目（以下「当該授業科目」という。）を開設する部局の長に提出する。

(3) 報告書を受領した当該授業科目を開設する部局の長は、直ちに、当該学生が所属する部局の長（以下「当該部局長」という。）に、報告書を添えて報告する。

(4) 当該部局長は、懲戒規程第７条に基づく懲戒対象行為の調査及び懲戒案の作成に当たって、当該部局の学生委員会のほか、当該部局の教務委員会その他当該部局長が必要と認める者の協力を得ることができるとともに、当該授業科目を開設する部局の長に申し出ることにより、授業担当教員等の協力を得ることができる。

(5) 当該学生が当該授業科目以外の授業科目の試験等を受験することは認める。

（懲戒の量定）

４．懲戒の量定は、次のとおりとする。

(1) 不正行為の懲戒処分は、訓告を基本とする。

(2) 不正行為が反復的、組織的又は計画的なものであるなど、重大な悪質性がある場合には、退学又は停学の懲戒処分を行うが、その際は、他の学生に与える影響及び教育的配慮等を総合的に考慮の上、判断する。

（厳重注意）

５．不正行為が懲戒に至らない場合は、当該部局長は、懲戒規程第10条に規定する厳重注意を行う。

（単位の取扱い）

６．不正行為による単位の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 不正行為による懲戒処分を決定したときは、不正行為のあった授業科目の成績評価を「不可」とする。（成績評価を「合」「否」で判定する授業科目については、「否」とする。以下同じ。）

(2) 不正行為のあった授業科目以外の当該学期に履修した他の授業科目（通年科目及び集中講義科目を含む。以下「他の授業科目」という。）の履修は、全て取り消す。ただし、成績評価が「不可」であった授業科目は、その履修を取り消さない。

(3) (2)の規定にかかわらず、教育的指導の観点から特別な事情があると学長が認めたときは、他の授業科目の履修の全部又は一部を取り消さないことができる。

(4) 不正行為による厳重注意を決定したときは、不正行為のあった授業科目の成績評価を「不可」とする。

　　　附　記

この指針は、平成31年４月1日から施行する。

　　附　記

１　この指針は、令和３年12月15日から適用する。

２　試験等において、不正行為をした学生に対する取扱い（平成23年５月18日教育研究評議会承認）は廃止する。

　　附　記

　この指針は、令和５年５月18日から適用する。